麻生区

■人　口　１６１，２８０人　■世帯数　６６，７８１世帯
■面　積　２３．１１km²
（平成１９年１０月１日現在）

■区の概況

●麻生区は行政区再編に伴い、昭和 57 年 7 月 1 日に多摩区から分区し誕生しました。市の北西部、多摩丘陵の一角に位置し、片平川や真福寺川などの河川が丘陵の奥深くまで幾筋も入り込んだ丘陵と谷戸で構成されています。区域全体が尾根線によって囲まれており、地形的に他の地域から独立した地域を形成しています。
●区が誕生して以来の大規模開発に伴い、人口は急速に増加しています。しかしながら、新たな開発により人口の増加が進むはるひ野地区などがある一方で、開発から一定の年月が経過した白山地区などでは人口が減少しています。
●土地利用としては典型的な郊外住宅地であり、住宅系土地利用の割合が高くなっています。一方で黒川、岡上、早野の農業振興地域をはじめとした市街化調整区域が多く、緑や自然の割合が高い地域でもあります。
●新百合ヶ丘駅周辺地区は、アートセンター、映画学校、音楽大学などの芸術・文化施設の立地を活かした「しんゆり・芸術のまち」づくりが進められています。
●平成 18 年 9 月に、昭和音楽大学、玉川大学、田園調布学園大学及び和光大学と本市との間で、「麻生区・４大学　公学協働ネットワーク」協定を締結しています。
●平成 20 年 4 月には本市で最初の地域生活支援のリハビリテーション拠点施設として、百合丘に「北部リハビリテーションセンター」の開設が予定されています。この施設は「障害者センター」、「日中活動センター」、「地域生活支援センター」の 3 施設と「老人いこいの家」が合築された障害者複合施設です。

■まちの現状と課題

●平成 19 年 10 月 1 日現在において、65 歳以上の老年人口は 17.4%（全市は 15.2%）とやや高く、15 歳未満の年少人口は 13.6%（全市は 13.1%）とほぼ市内平均です。
●麻生区の住居状況として半数以上の人が持ち家に住んでおり、一戸建ての比率は市内で最も高い数値となっています。また、定住志向も高いことなどから、区全体としては年々高齢者の人口及び高齢者人口の割合が上昇しており、今後も上昇が予想されます。
●転入人口の増加、高層集合住宅の増加などにより新規住民の町内会・自治会加入率が低下しており、地域の結びつきが弱まってきたと言われています。しかし、第 1 回地域福祉実態調査麻生区の結果によると、町内会・自治会に対する期待と参加意識は高く、地域のまとまりが必要であることは認識されています。
●地域における区民の活動を活発化するためには、分かりやすい行政情報の提供が行政に期待されています。また、福祉の担い手が不足している一方で、条件が合えば今後、地域ボランティア活動に参加したいという人たちが多く存在しています。
●地域により人口構成や地域特性に大きな違いがあります。例えば、はるひ野地区では子どもの割合が多いことから子育て関連の計画が求められ、また、白山地区では高齢者の割合が多いことから高齢化対策に関する計画が求められています。さらに、これらの地域差を考慮した施策も求められています。

●子育ての視点から

○区内の出生数は 1,444 名（H18 年度）、子育てグループは約 50 グループが活動しています。また、保育所の待機児童者数は 200 名（H19.10.1 現在）です。

○平成 20 年 4 月には、民間の設置・運営により「古沢」と「はるひ野」に各 90 名受入の保育園が新設されます。古沢の新設保育園では延長保育事業、はるひ野の新設保育園では、延長保育事業、一時保育事業のほか、地域子育て支援センターとして子育てに関する相談や情報提供、催しも行います。

○子育てグループは相互の交流が少なく、活動場所はこども文化センターに多く集まっています。そのため利用のための調整会議の開催や、乳幼児が安心して利用できる環境づくりの工夫が必要です。

●高齢者の視点から

○区内の介護保険認定における要支援以上の高齢者数は 4,288 名（H19.4.1 現在）であり、全高齢者に対する割合は 16.3%（全市は 15.2%）と市内で最も高く、ひとり暮らし高齢者数は 5,108 名（H19.2.9 現在、介護保険システムより把握）となっています。

○新百合ヶ丘駅周辺の開発と早期に開発した時期（昭和 57 年頃）に転入してきた戸建住宅購入世帯が高齢期を迎え、それとともに認知症高齢者やひとり暮らし要介護者の増加、介護者の高齢化、高齢者虐待などが比例して増えています。

○多摩丘陵地の開発により住宅が増えましたが、日常生活の道路は山坂が多く、高齢者や障害者には移動しにくい環境があります。

○身近な相談機関である地域包括支援センターが区内 6 か所ありますが、認知度が低い状況です。

【第１回地域福祉実態調査麻生区の結果】
～地域の生活課題に関する調査～

平成 18 年 11 月～平成 19 年２月実施
麻生区民　446 人回答

◎「助け合いをすることができる『地域』の範囲はどの程度であると思いますか。」
・町内会・自治会程度　44.6%
・隣近所程度　21.5%
・小学校区程度　13.0%

◎「地域での助け合いとして、あなたができることはありますか？」
・安否確認の声かけをする　57.6%
・庭や玄関の掃除　35.9%
・趣味など世間話の相手をする 32.1%
・子育て、介護などの相談相手になる 20.2%

◎地域・ボランティア活動への参加について
・今は参加していないが、条件があえば参加したい。44.6%

◎次の保健や福祉の団体・施設等を知っていますか？
・地域包括支援センター
　知っている 10.3%　知らない７０．４%
・障害者生活支援センター
　知っている 31.4%　知らない 51.6%

◎行政が取り組んでいくものとして、あなたはどのようなことが重要であると思いますか？
・情報の一元化やわかりやすい情報の提供、相談の場づくり　55.8%
・福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示　42.8%

◎市民が取り組んでいくものとして、あなたはどのようなことが重要であると思いますか？
・地域交流などをとおして、住民同士の助け合いの意識を向上させていく　55.6%
・地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくる　39.9%

●障害者の視点から

○区内の身体障害者数は 2,955 名、知的障害者は 568 名、精神障害者手帳所持者は 488 名、通院医療公費負担利用者 1,432 名です（H18 年度）。

○平成 18 年 10 月に障害者自立支援法が本格実施され、3 障害（身体、知的、精神）のサービスの一元化、支給決定の透明化、就労支援の強化等、地域福祉を中心とした障害者施策が展開されています。区では関係者の定期的な協議の場を設置することにより、障害者自立支援法の円滑な実施と地域のネットワーク化を進めることが求められています。

○平成 18 年 4 月に県立麻生養護学校が開校し、福祉と教育の連携が課題となっています。

○区民の身近な相談機関とし、保健福祉センターや障害者生活支援センター等があります。平成 20 年 4 月に北部リハビリテーションセンターが開設することにより、一層専門的な支援が可能になります。また、精神障害分野の相談機能の充実、社会参加の場の拡大としても期待されます。

○本市の委託相談支援事業所である障害者生活支援センターが区内 6 か所（H19 年度）ありますが、認知度が低い状況です。

●健康づくりの視点から

○区内には、多くの健康づくりグループや介護予防グループがあります。一方、個々のニーズに合うグループを探している人もいることから、地域の活動団体を紹介できる仕組みづくりが必要です。

○退職後に地域で過ごす時間が多くなる男性に特技や経験を活かした地域デビューの場づくりが必要です。

○区民の最も関心の高い情報分野は「健康と医療」(63.8%)、次いで、「福祉・介護」(63.8%)となっています（麻生区情報発信に関するアンケート調査より　H18.11-12 実施)。また、情報社会の進展と健康への関心の高まりから、多種多様な健康情報があふれており、正しい知識の普及啓発がより一層大切になっています。

○これまで、区内では食生活改善推進員 395 名、運動普及推進員 265 名（H19.10.1 現在）を養成してきました。健康づくりを通じて福祉の担い手にもなっている地区組織として、「麻生区食生活改善推進員連絡協議会」と「あさお運動普及推進員の会」があり、地域の健康づくりの核としてボランティア活動を地道に進めてきましたが、今後もさらに活躍するための支援が必要です。

●福祉の視点から

○区内の生活保護受給者は 879 世帯 1,284 人（H18 年度）で保護率 8.0%（市 17.8%）と市内で最も少ない状況です。

○麻生区社会福祉協議会では、地域福祉推進を担う団体として行う福祉計画（地域福祉活動計画）として「あさお　ひと・ひと　福祉プラン」を平成 15 年に 5 か年計画として策定し推進しています。

■第１期計画での取組事例

【福祉のまちづくり推進モデル事業における取組】

第 1 期あさお福祉計画推進会議の委員を中心に取り組みました。経過は次のとおりです。

●平成 18 年 8 月からモデル事業の実施に向けて、区内を 5 地区に分け、活動場所の発掘調査を行い 4 か所（片平地域訓練室、柿生連絡所展示スペース、柿生駅前商店街空き店舗、千代ヶ丘「わ・わ・わクラブ」が使用する学校施設内の会場）が候補地となりました。環境条件、既存活動団体の利用状況などから片平地域訓練室、柿生連絡所の 2 か所を選定しました。

●地域意見交換会を開催

片平地区、柿生地区をモデル地区とし、あさお福祉計画、モデル事業の内容、地域の福祉課題について意見交換を行いました。片平老人いこいの家（H18.11.30 実施）は参加 57 名、柿生連絡所（H18.12.3 実施）は参加 44 名でした。

●ふれあい交流サロンの試行実施

平成 18 年 12 月から平成 19 年 7 月まで運営委員会を中心にプログラムを検討し「交流サロン」「交流イベント」「福祉関係者の情報交換」などを行いました。実施回数は、片平地区 14 回、柿生地区 15 回です。

交流イベントイの様子

●本モデル事業から既存の利用団体との連携、地元住民の方との連携、対象者への広報の仕方、担い手不足などの課題が明らかになり、平成 20 年 1 月に関係者へアンケート調査を実施しました。調査結果をもとに、推進会議委員としての役割と平成 20 年度予定の「小地域のつながりネット支援事業」のあり方を検討しました。

【麻生市民交流館やまゆり（川崎市麻生区市民活動支援施設）】

平成 19 年 4 月からオープンし、福祉ボランティアなど市民活動団体への会議、印刷などの場の提供、情報の提供を実施しました。

■第２期計画へ向けて課題への対応

●多様な分野の活動との連携

区民の支え合いを多方面から深めていく必要があります。子育て、高齢者、障害児・者、健康づくりの保健福祉分野内の連携強化を行います。

さらに、学校や大学の教育機関や、自主企画事業を行う市民団体、地域振興のまちづくりを中心とする市民団体など多様な機関や団体と連携します。

【　地域をタテからヨコのつながりに広げた連携へ　】

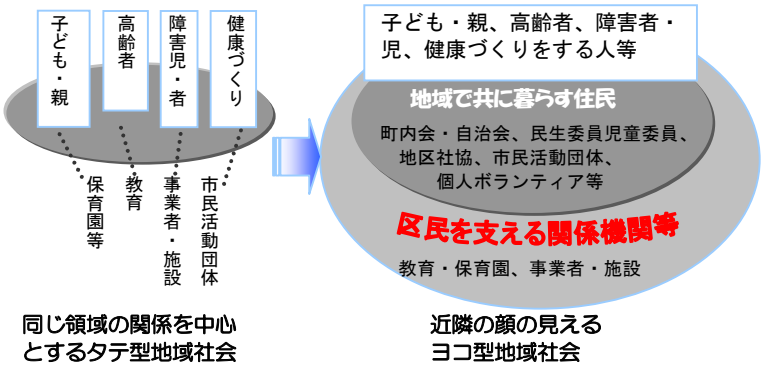

同じ領域の関係を中心とするタテ型地域社会

近隣の顔の見えるヨコ型地域社会

●多様な活動参加の機会の提供と担い手の発掘、育成

これまで活動に携わっていなかった、地域の人々の発掘と育成を充実させていく必要があります。また、福祉サービスの受け手でも担い手となる能力を持つ人がいます。誰かの役に立つことは、自分の存在を認識でき生きる喜びにもつながります。地域の力でそうした能力を引き出すことも大切です。区民一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を高めることも大切です。

【　情報発信から人材発掘及び地域活動参加までのプロセス　】

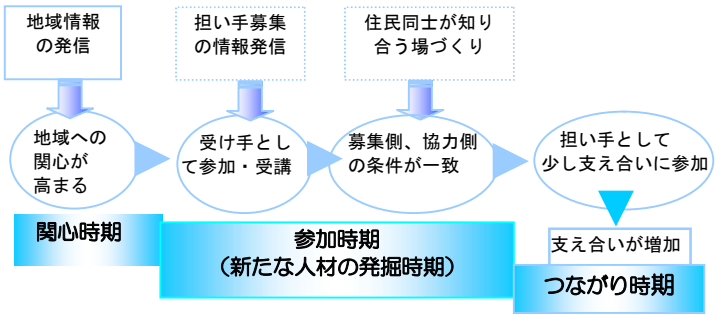

●身近な地域情報を効果的に発信する仕組みの整備

区民が求める健康や福祉に関する地域情報を収集・整理し提供する取組と、受け手に合わせた広報の仕組みづくりが必要です。身近な情報は区民の地域保健福祉への関心を高め、地域の支え合いを活発にします。

●麻生区社会福祉協議会との連携強化

福祉における自助・共助・公助のうち、主に区社会福祉協議会では自助と共助を推進し、区では共助と公助を推進しています。協働で取り組むことにより、柔軟なサービスや仕組みが創出され、効率的・効果的な地域支援が可能になります。

【　行政と民間が推進する地域福祉　】

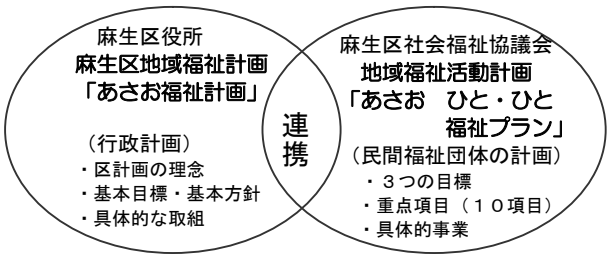

●子育てへの対応

子育てグループは、親同士が知り合い知恵を出し合いながら協力して活動を行っています。親たちの主体的活動が広がるためにグループ間の交流を支援します。個別の親には地域の集まりに参加をするきっかけづくりを行う必要もあります。親の育児力を高めるため、また、子育て中の親の不安や悩みを受け止めるため、関係機関や民生委員・児童委員、町内会・自治会の子ども会、PTA 等と連携を図り、健やかに子どもが育つ環境づくりを行います。

地域の子育てに関する多くの情報を整理し分かりやすく提供します。

地域、家族のきずなを深めるために、地域社会全体で支援する必要があります。地域で子育てを見守る関係機関や団体、専門的支援を行う機関等との連携により子ども支援関連ネットワークづくりを行います。

●高齢者への対応

一人ひとりの高齢者が、介護を必要としない体づくりを行い、交流する機会に参加し生きがいを持ちながら生活することが大切です。

行政や各種企画が効果的に連携した相談支援体制の充実、強化を行います。

地域では、民生委員による見守りやおしゃべり会、社会福祉協議会によるふれあいサロンやながら会、地域包括支援センターの行う転倒予防教室、老人クラブなどを通じて、多くのゆるやかな見守りや支え合いがあり地域に根付いています。これらの活動が、さらに、地域に定着する環境づくりを進めます。

正しい介護情報の提供と介護予防に向けた取組を行います。

●障害者への対応

障害程度区分認定審査会及び自立支援協議会のサービス調整会議部門で支給決定の客観性が制度化されたことを受けて、自立支援協議会を充実させネットワークを広げていきます。

北部リハビリテーションセンターの積極的な利用と、区民の生活に合わせた利用しやすい施設となるように協力支援を行います。

●健康づくりへの対応

医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職が健康づくり活動の支援を行います。区内の自然豊かな生活環境を実感しながら楽しく健康づくりが行えるようにします。健康づくりグループに参加したい人のために活動グループの情報提供を行い、より実践につながる環境づくりに取り組みます。

食生活改善、運動普及を中心とした地区組織活動を通じ、正しい知識の普及啓発を進めます。

公園 de 体操（千代ヶ丘公園）の様子

■第２期計画における「区計画の理念」

麻生区が地域福祉を推進するために目指すべき理念は次のとおりです。

心が響きあう福祉のまち麻生

新たな転入者の増加が見込まれ、住まいを中心とした近隣関係が各地域で新たに育まれています。障害のある方も高齢者も子育て中の親も誰もが共に地域で生活していくためには、人とのつながりを多く築くことが重要になります。ふれあい、支え合いながら地域のみんなが一緒に生活していくことが自然とできるまちづくりを目指します。

麻生区区民会議のテーマは「心が響きあう地域づくり」です。区民の皆さんの共通の方向性として選んだテーマです。本計画においても、区民会議のテーマを踏まえて「心が響きあう」「福祉のまちづくり」を目指します。

■第２期計画における「区計画の基本目標」

第２期あさお福祉計画は次の４つを基本目標とします。

- **区民に身近な保健福祉センターを目指します。**
- **区民主体の地域福祉活動を支援します。**
- **地域の福祉ネットワークづくりに取り組みます。**
- **地域資源（人・物・場）を活かした福祉のまちづくりを推進します。**

■第２期計画における重点的な取組

地域における子ども支援の拠点として
地域課題に対応した効果的な子ども施策を展開します

（具体的な取組）

○「(仮称)こども支援室」を設置し、教育分野との連携の強化による子どもに関する相談機能の拡充を図ります。また、子ども支援に関する情報を幅広く収集し、有効な情報を発信提供します。

○子育てや子どもの育成を地域全体で支援するため、子ども関連団体や機関で構成するネットワーク会議を開催し、区民との協働による子ども支援体制の確立を図ります。

区民とともに地域の高齢者介護予防の充実を図ります

（具体的な取組）

○特定高齢者の把握と、各種予防講座など、参加への動機付けを行い、住み慣れたまちで、自分らしく暮らし続けることができるようにします。

○介護予防の普及啓発により、介護予防の考え方の理解を広め、活動的な生活を送ることができるようにします。

○介護予防グループへの支援を行い、介護予防の視点で地域の中で高齢者を見守ることができるようにします。

障害者の地域における自立支援に向け
就労対策や生活支援センターのネットワークづくりを行います

（具体的な取組）

○地域の相談窓口である区内の障害者生活支援センターを中心に、麻生区障害者自立支援協議会において、障害者の自立した地域生活・社会生活ができるよう関係機関とのネットワーク強化を図ります。

○就労意欲のある障害者への支援機能を高め、福祉、教育のみならず就労の分野にわたる関係機関とのネットワークづくりを自立支援協議会でも目指します。

地域における健康づくり生活の定着を図ります

（具体的な取組）

○身近な場所での健康づくりを実践するために、「あさお体験ウォーク事業」「公園 de 健康づくり事業」を行います。

○家庭における食生活の重要性を考え、特に乳幼児の子どもを持つ親への教育を行うために「家族みんなで麻生ご飯ぱくぱく野菜推進事業」に取り組みます。

○区民の運動推進、食生活改善のボランティアを育成するために、「運動普及推進員養成教室」「食生活改善推進員養成教室」を充実します。

麻生区地域福祉計画「あさお福祉計画」　体系図

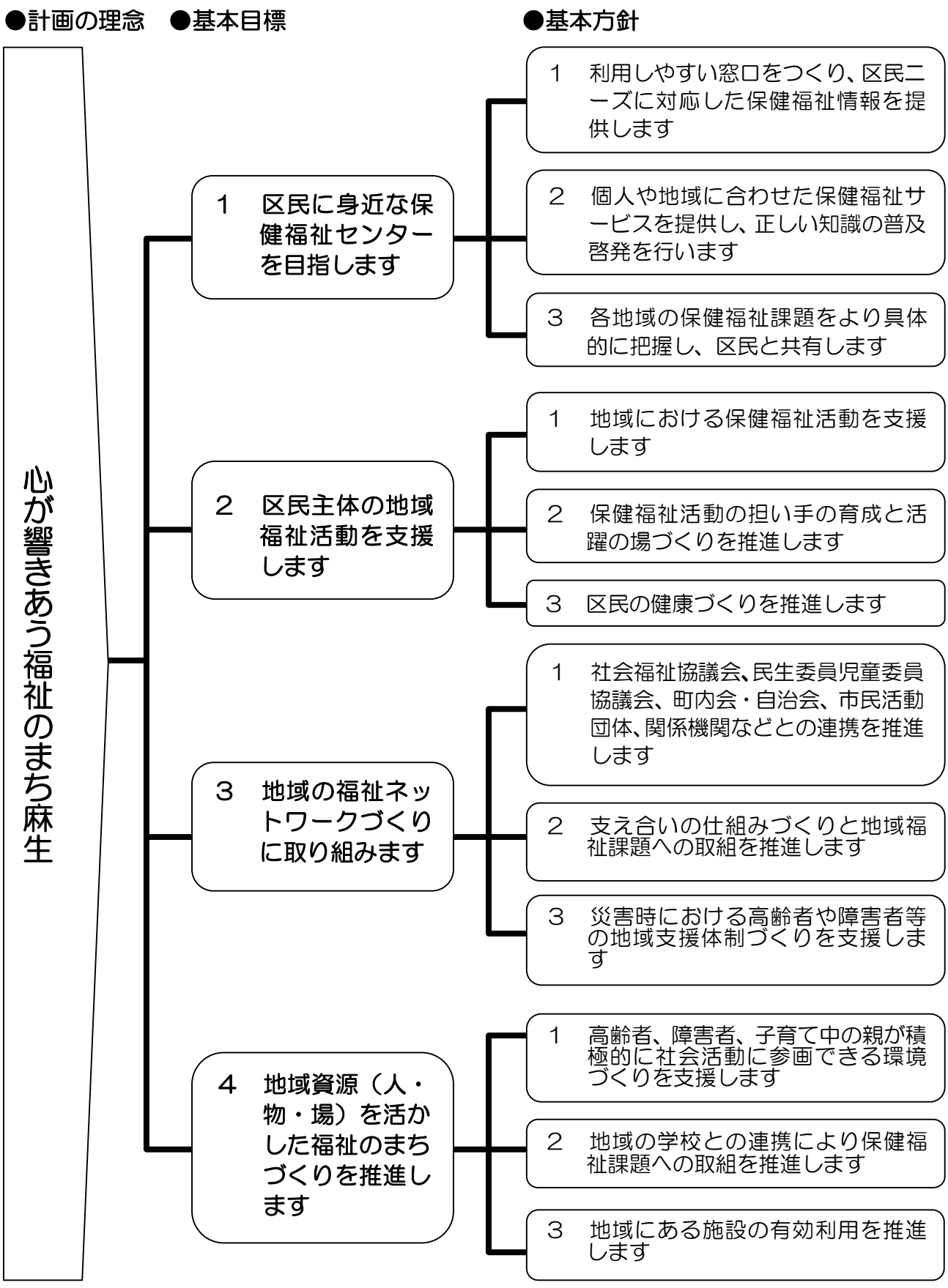

麻　生　区　の　取　組

基本目標１　区民に身近な保健福祉センターを目指します

麻生区役所保健福祉センターは、保健所と福祉事務所の機能を併せ持つ区民に最も身近な保健福祉行政の拠点です。支援が必要な人に、必要な支援が適切に届くために基本的サービスを着実に提供します。

基本方針１　利用しやすい窓口をつくり、区民ニーズに対応した保健福祉情報を提供します

子どもを持つ親、高齢者、障害者などの様々な方が保健福祉分野の制度やサービスを利用する場合に、最初に訪れるのが保健福祉センターの窓口です。利用者が必要としている情報を分かりやすく速やかに提供するように取り組みます。

平成 20 年度から各区にこども支援室が設置されることを踏まえて、総合的な子ども支援の拠点として、地域の特性に合わせた子育て支援施策の推進に取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（Ｈ２０～Ｈ２２年度）の取組
1　子どもの相談窓口及び子ども関連情報の充実	区における子ども支援の拠点として、0 歳から 18 歳までの子どもの相談機能を一元化した窓口を運営します。 保健師、子ども教育相談員、家庭児童相談員を配置し、関係部署と連携を図りながら適切な応対をします。 区役所来庁者の気軽な利用を目指し、ロビー設置している「こども情報コーナー」に迅速な情報提供を行います。 区ホームページ内の子ども向け情報を充実します。	●こども相談窓口の充実（★重点） ●こども情報コーナーの管理運営 ●区ホームページ「キッズページ」の充実
2　窓口機能の円滑な運営と情報管理	適切で分かりやすい窓口案内を行います。きめ細やかな応対と高い専門性を兼ね備えた窓口を設置します。	●相談事業の充実
3　保健・福祉情報の発信と充実	市政だより（区版）へ、毎月の健診案内等の健康関連情報を発信します。また、区ホームページへ情報を迅速に掲載します。 地域メディア（タウン誌等）を新たなツールとし、区民生活により近い広報を行います。	●市政だより・区ホームページへの情報発信 ●タウン誌への情報発信
4　子育て中の親と協働による子ども関連企画の充実	「親子ハーモニーランド in あさお」は区内の子育て中の母親が中心となったグループです。区役所、市民館がグループと協働し子育て関連事業の企画運営を行います。 親の視点からの情報として子育てガイドや「ハーモニーランド通信」などの発行も行います。	●親子ハーモニーランド in あさお事業 ●あそぼう！あさおキッズ事業

5　子育てに身近な生活情報の発信	子育てイベントは区内各施設（こども文化センター、子育て支援センター、保育園、区社会福祉協議会、区役所）がそれぞれに行っています。これらの情報を一元化して区ホームページに「子育てカレンダー」として提供します。	●子育てカレンダーの掲載
6　地域包括支援センターとの連携と地域活動支援	区内６か所の地域包括支援センターの行う総合相談業務、ネットワークの構築などの活動を支援します。 連絡会では、情報交換、課題抽出、検討、業務の水準化を図ります。	●地域包括支援センター連絡会
	「川崎市高齢者虐待対応マニュアル」を基に、各地域包括支援センター社会福祉士部会において相談支援体制の充実を検討します。	●高齢者虐待相談支援体制の充実
	川崎市成年後見人制度の手引きを基に、窓口応対の迅速化を図り、申し立て期間の短縮を行います。	●成年後見人制度の窓口対応充実
7　専門分野の相談の場の確保と円滑な利用支援	心の健康・病、認知症について、精神科医師による相談事業を迅速に受けられるように支援します。 専門機関（市リハビリテーション医療センター）との連携により社会的ひきこもりに関する相談の場を設けます。	●一般精神保健相談・老人精神保健相談の実施 ●社会的ひきこもり相談の実施
	専門的知識及び経験を持つ講師を中心に、子どもへの虐待を予防します。	●子どもの虐待予防教室の実施

※「★重点」とは、１３４頁の「第２期計画における重点的な取組」の事業です。

基本方針２　個人や地域に合わせた保健福祉サービスを提供し、正しい知識の普及啓発を行います

より健康な生活を目指す保健サービスと支援が必要な人に提供する福祉サービスを総合的に提供します。また、窓口を訪れる事のできない方には区役所から出向き、問題点を把握し、援助の必要性を理解していただき、問題解決の意識を高める支援を行います。特に、高齢者支援や子育て支援では、身近な場所でサービスが利用できるように地域に出向き支援します。

健康な人だけでなく心身に障害をもつ人などと共に暮らす社会であることの理解が深まるように取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（Ｈ２０～Ｈ２２年度）の取組
１　専門性、個別性の高い相談・講座の提供と各種自主グループの紹介	価値観の多様化する中で、区民のニーズに併せた保健サービスを効果的に実施します。	●健康相談・教育、個別健康教育、（仮称）若年健診保健指導事業の実施
	子どもの成長発達に関する悩みや不安を相談し、話し合う場づくりを行います。また、未熟児、多胎児の親の会を必要に応じ紹介します。	●1000ｇ未満の未熟児の会、多胎児の会への支援
２　精神疾患への正しい知識の普及と啓発	精神を病んだ人の家族のための講座を開催します。医師、精神保健相談員等を講師として、疾病や福祉制度への理解を深め家族同士の話し合いを支援します。	●精神保健家族講座の実施
	アディクション（薬物・アルコール依存、ギャンブル依存など）をテーマとした講演会を、当事者・家族・ボランティア団体（ASAO健康井戸端会議）との共催により行います。	●アディクションセミナーの実施

3　正しい知識の普及と介護予防	地域全体で介護予防に取り組むために講演会を開催し、正しい知識の普及啓発を行います。	●認知症・うつ予防講座の実施（★重点）
	65 歳以上の全ての方を対象に、身近な地域で介護予防教室を開催するなどの取組を行います。	●介護予防一般高齢者への支援（★重点）
	介護予防特定高齢者には、生活機能の維持、向上を図り要介護状態への悪化を防ぎます。	●介護予防特定高齢者への支援（★重点）

※「★重点」とは、１３４頁の「第２期計画における重点的な取組」の事業です。

基本方針３　各地域の保健福祉課題をより具体的に把握し、区民と共有します

地域の特性を踏まえた取り組みが実践されるためには、実態を把握し、浮かび上がった課題を地域へ情報発信し、区民と行政が共通認識のもと課題解決に取り組む必要があります。そのためにも多くの活動実績をもつ町内会・自治会や地区民生委員児童委員協議会等と行政の協働は不可欠です。特に、小地域活動は地区社会福祉協議会と充分に連携し、一体的に取り組むことが大切です。

小地域の範囲は、一般的に高齢者、障害者等が歩いて来ることができる程度が望ましいとされていますが、坂道などの地形や日常生活圏によっても異なることから、今後は地域ごとに検討し整理する必要もあります。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（Ｈ２０～Ｈ２２年度）の取組
1　保健福祉課題の的確な把握と分析	地域福祉計画の進行管理に向けて、区内の保健福祉の現状を把握し、課題を抽出します。	●麻生区保健福祉実態調査
	区内子育てグループの状況を調査し、グループ活動の現状を把握します。 また、調査結果をもとにグループ代表者、地域子育て支援センター等との交流会を区社会福祉協議会と共催します。	●子育てグループの状況調査
	ひとり暮らし等高齢者の生活実態を調査・分析し、地域課題の把握を行います。	●ひとり暮らし等高齢者見守り事業
2　小地域の取組推進	地域の福祉課題を把握し解決にむけた取組を進めます。 出前講座や小地域懇談会等を開催し町内会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、福祉関係機関等が話合う場を設けます。	●小地域のつながりネット支援事業

基本目標２　区民主体の地域福祉活動を支援します

自主的に行われてきた区民の活動の中から多くの、自助、共助の取組が生まれています。多様な区民ニーズにきめ細かく柔軟に対応していくために、実績や経験、ノウハウを持つNPO法人や、市民活動団体、福祉関係団体、事業者等との協働を推進します。

地域福祉における協働の基本的な考え方は、行政と市民活動団体等が相互に尊重し、その違いを理解し合いながら目的や課題を共有し、対等の立場で合意形成を図ります。そして、一定の福祉サービスを提供しながら、地域の支え合いを進めます。

基本方針１　地域における保健福祉活動を支援します

身近な地域で既に行われている多くの保健福祉活動を有機的に連携させます。

これらの活動は本来「自分のできること、周囲に助けてもらいたいことをお互いに交換し合う」という考え方に基づきます。障害者や高齢者、子育て中であっても、知恵や経験などから自分のできることを発揮してもらい、相互に支え合う仕組みづくりを行います。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（Ｈ２０～Ｈ２２年度）の取組
１　地域の子育て支援の充実	区内で開催している子育て交流を保育所やこども文化センターと連携し支援します。 H19年度：区内6か所(千代ヶ丘子育てグループ、ちょこちょこクラブ、くりんくりんクラブ、岡上子育て安心広場、グッピーのへや、いちごハウス)	●子育て交流広場への支援
２　子育てを支える区民の発掘と支援	定期的に交流会や勉強会を自主的に行っている子育てグループへ子育てボランティアを派遣し、保育や遊具指導などを行うことにより自主活動を支援します。ボランティア派遣等の運営は子育て人材バンク事務局に委託します。	●子育て人材バンクの運営
３　活動団体の情報交換と交流促進	区内の健康づくりグループの情報提供と交流を支援します。	●健康づくりグループ間の情報交換支援
４　地域で支え合う介護予防活動の促進	地域（老人いこいの家、自治会集会所、老人福祉センター等）で介護予防活動を行っている団体・グループへの支援を行います。 対象：リハビリグループ、ミニデイサロン、老人会、健康づくりグループ、転倒予防体操グループ。	●介護予防グループへの支援（★重点）
５　地域に定着している福祉活動の更なる発展	「わたしの町のすこやか活動」に対し、事業補助やネットワークづくり、介護予防の普及啓発などの支援を行います。 H19年度実施地区（５か所）：柿生西地区、虹ヶ丘地区、岡上地区、塔の越地区、麻生区すこやか体操 介護支援グループ（はなみずきの会など）の継続的安定的活動のため、専門知識の提供や出前相談などの支援を行います。	●わたしの町のすこやか活動支援事業への活動支援 ●介護支援グループへの支援

※「★重点」とは、１３４頁の「第２期計画における重点的な取組」の事業です。

基本方針２　保健福祉活動の担い手の育成と活躍の場づくりを推進します

地域には「安否確認の声かけ」や「庭や玄関前の掃除」などの助け合いであれば、できると考えている人が数多く存在します。こうした人たちが、支え合いのメンバーに加わることができる仕組みづくりが求められています。支援を必要とする人と支援・協力できる人の橋渡しをする人材の発掘と育成を行う必要があります。

また、退職後の男性のニーズを把握しながら、団塊世代の男性も地域活動に参加しやすいプログラムを提供し、地域デビューの支援を行います。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（Ｈ２０～Ｈ２２年度）の取組
１　ボランティア活動への参加促進	はじめて地域活動に参加する人向けのプログラムを検討し、養成教室において取り組みます。	●食生活改善推進員養成教室、運動普及推進員養成教室の充実（★重点）
２　保健福祉分野のボランティア養成	健康づくり生活定着とボランティア活動の広がりを目的に、管理栄養士、保健師の専門職が食生活改善推進員連絡協議会、あさお運動普及推進員の会を支援します。	●麻生区食生活改善推進員連絡協議会定例会への支援 ●あさお運動普及推進員への支援
	介護予防を目的とする地域活動を広めるために養成講座を行います。	●ヘルスボランティア講座の実施
	精神保健の理解のため、行政、障害者地域活動支援センター（旧地域作業所）、当事者・家族団体等が実施する活動や各種イベントへの参加を促進します。	●精神保健ボランティア講座の実施
３　ボランティア力を発揮する場づくり	区社会福祉協議会が育成支援しているボランティアグループと連携し、区役所で行う乳幼児健康診査でのボランティア活動を推進します。	●区社会福祉協議会育成のボランティアグループとの連携
	多文化共生のまちづくりの一環として、外国人の保健医療福祉分野の市民ボランティア育成支援を行います。	●外国人のための医療相談ボランティアの育成支援

※「★重点」とは、１３４頁の「第２期計画における重点的な取組」の事業です。

基本方針３　区民の健康づくりを推進します

区は区民の健康づくりへの動機づけを支援し、環境づくりを行います。地域福祉活動（ボランティア活動）は区民同士が相互に助け合いながら、なおかつ自分自身の目標を持って参加する場でもあります。仲間との活動を通して個人の力を高め、結果として地域の力が向上します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（Ｈ２０～Ｈ２２年度）の取組
１　健康づくりとボランティア活動の推進	運動習慣のない区民を対象に、より身近な場所におけるトレッチ体操、ウォーキングを普及します。区民中心の麻生区ウォーキング推進実行委員会による企画運営を行います。	●あさお体験ウォーク事業（★重点） ●公園 de 健康づくり事業（★重点）
	家庭の食生活の舵取りとなる母親を対象に幼稚園と連携し出前講習を行います。朝食の大切さと朝食における野菜料理の献立を普及します。麻生区食生活改善推進委連絡協議会との協働事業として取り組みます。	●麻生区家族みんなで朝ご飯ぱくぱく野菜推進事業（★重点）

2　区民ニーズを的確に把握した健康づくり	地域の健康課題について区民、学校、企業、保健医療の専門家等と協議し、区の特性を活かした健康づくりネットワークを構築します。	●麻生区健康づくり推進会議の実施
	老人保健法の改正（H20 年度予定）に伴い、関連保健事業の検討と、地域における円滑な実施を図ります。	●老人保健連絡麻生地区協議会の見直し
	麻生区医師会と区役所が健康づくりについて検討し、連携を深めることにより「かわさき健康づくり 21」等の円滑な推進を図ります。	●医師会意見交換会の実施

※「★重点」とは、１３４頁の「第２期計画における重点的な取組」の事業です。

基本目標３　地域の福祉ネットワークづくりに取り組みます

地域においてコミュニティの帰属意識が薄れています。区内においても同様で、区民同士のつながりが希薄になってきたことにより、身近な地域における小さな支え合いが生まれにくくなっています。

地域には、区民、市民活動団体、町内会・自治会等の地区組織や団体、福祉関係機関、サービスを提供する事業者、施設などがあります。それぞれの立場から地域に求められる役割を見直し、福祉課題を解決するための取組について相互理解を深めながら進めます。

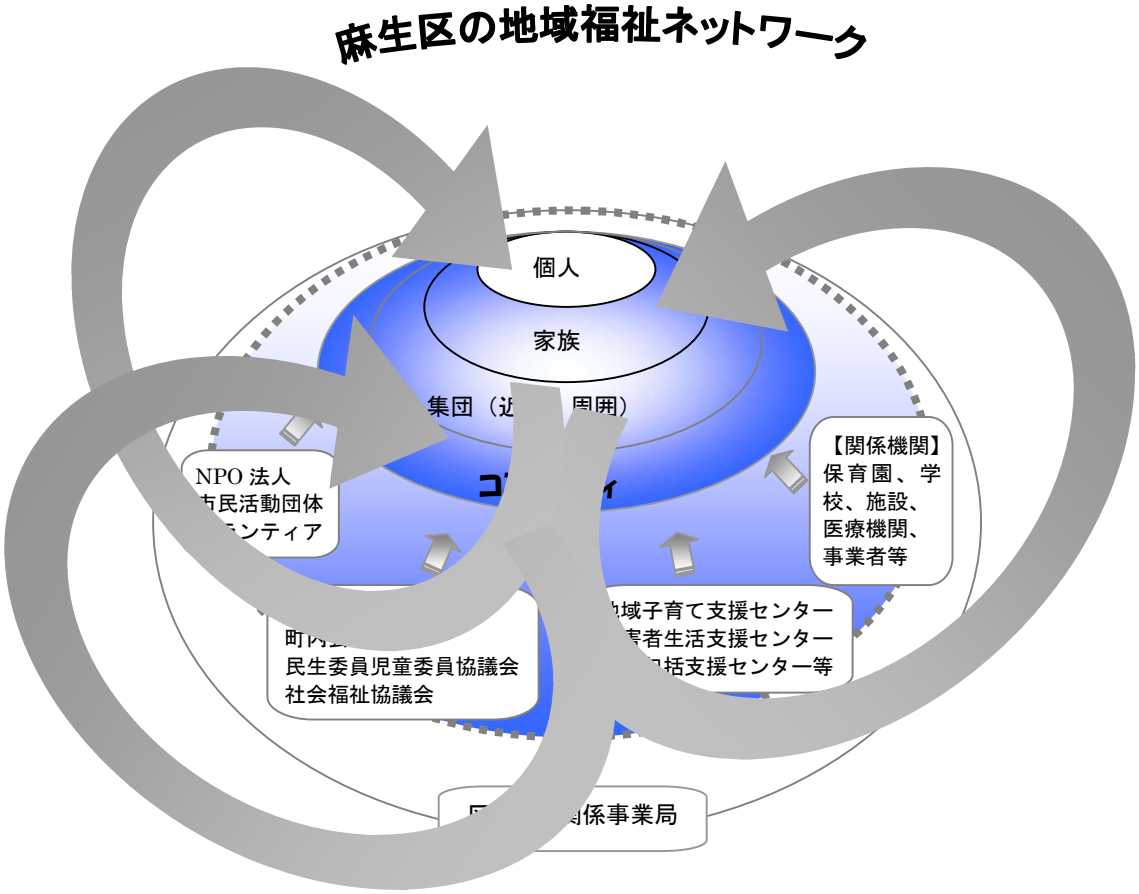

基本方針１　社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内会・自治会、市民活動団体、関係機関などとの連携を推進します

区内には、組織的に地域福祉に取り組んでいる団体として、町内会・自治会、6 地区の民生委員児童委員協議会、2 地区の社会福祉協議会等があり、既に地域の中にネットワークを形成しています。その他にも地域には、同じ目的を持ち活動している市民活動団体や関係機関などがあります。これらの団体相互の交流や、分野や目的が異なる団体間の交流を促進し、情報交換等を行い連携を強めることにより地域の力を高めます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（Ｈ２０～Ｈ２２年度）の取組
１　地域福祉を支える関係者の育成・支援と仲間の輪を広げる	ネットワーク会議において区の子どもに関わる機関、団体が施策の現状や課題を共有します。また、支援の方向性については、会議に区民も参加して検討します。 民生委員法に基づき、麻生区合同民生委員児童委員会議及び 6 地区の（麻生東第 1・2・3 地区、柿生第 1・2・3 地区）民生委員児童委員協議会の運営支援及び地域活動の支援や社会福祉団体との連絡調整を行います。	●子ども関連ネットワーク会議による連携（★重点） ●民生委員・児童委員活動の支援
２　地域福祉関係団体の交流と福祉のまちづくり推進	区内の地域福祉活動情報を区民に発信します。また、体験学習などを通じて、より具体的な理解を深めます。 「健康」分野も連動させた事業展開を検討し推進します。 さらに、これらを目標とした「イベント」を区社会福祉協議会との共催により行います。	●福祉まつりの充実

※「★重点」とは、１３４頁の「第２期計画における重点的な取組」の事業です。

基本方針２　支え合いの仕組みづくりと地域福祉課題への取組を推進します

地域の支え合いネットワークについて、分かりやすく具体的事例等を通じて情報発信を行います。一人ひとりが地域を身近に感じ、ご近所とつながりができることを目指します。区民、保健及び福祉関係者、行政が顔の見える関係で知恵を出し合う場づくりも大切にします。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H２０～H２２年度）の取組
1　保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	地域包括支援センターの適正な運営や公正・中立の確保を審議・検討し、センター運営を支援します。 地域の相談窓口である障害者生活支援センターを中心に、管内の関係機関によるネットワークを構築します。 地域包括支援センター、区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・自治会、ボランティア団体等が介護予防、生活支援を目的に連携を図ります。民生委員児童委員協議会単位のご近所ネットワーク（6 包括ごとに行う地域包括ケア連絡会議）を推進します。 ひとり暮らし高齢者の調査を行い、民生委員を中心とした地域ネットワーク内での見守り、必要に応じたサービスの仕組みづくりを行います。	●地域包括支援センター運営協議会による連携 ●麻生区障害者自立支援協議会による連携（★重点） ●地域ケア連絡会議の実施 ●ひとり暮らし等高齢者見守り事業の実施（再掲）
2　要援護者への支援の充実	川崎市 SOS ネットワークの流れに基づき行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図り、徘徊高齢者の支援体制を構築します。リーフレットを活用し、事前登録者の促進を図ります。関係機関とのネットワークを強化します。	●あさお SOS ネットワークの充実
3　要援護者の家族への支援促進	認知高齢者の介護者の情報交換の場づくりと専門的な相談ができる場を提供します。 介護者自身の支援を目的に、区社会福祉協議会、地域包括支援センターとの共催により「イベント」を実施し、情報交換とリラックスできる場を提供します。	●認知症高齢者介護教室の実施 ●介護者のつどいの実施

※「★重点」とは、１３４頁の「第２期計画における重点的な取組」の事業です。

基本方針３　災害時における高齢者や障害者等の地域支援体制づくりを支援します

区は「麻生区地域防災計画」において、被災する危険性の高い障害者（身体・知的・精神）、高齢者、乳幼児、妊婦、病人及び外国人等を災害時要援護者として位置付けました。この計画において「避難支援体制の確立」「近隣住民等とのコミュニティの形成」「避難後の対策」の対策を進めることとしています。

平成 19 年 12 月には、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員等の協力のもと高齢者・障害者を支援の対象とした災害時要援護者避難支援制度を開始しました。この制度により、「要援護者の把握」、「要援護者情報の共有」「地域による助け合い」など共助体制の仕組みづくりに取り組んでいきます。しかしながら地域のつながりや日常生活における近所づきあい等は異なるため、区内一律に進めることは困難です。今後この制度をきっかけに、日常的な見守りや助け合い活動が活発になるように取り組むことが大切です。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H２０～H２２年度）の取組
1　高齢者、障害者等への災害対策	災害時要援護者避難支援制度をより多くの対象者に理解してもらうよう、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら啓発を行います。 また、避難支援のために地域、支援者、団体等との連携を図ります。	●高齢者、障害者等の災害対策啓発 ●高齢者、障害者等の避難支援

基本目標４　地域資源（人・物・場）を活かした福祉のまちづくりを推進します

音楽と芸術のまちづくりの取組は、誰もが芸術に親しめるものとして福祉のまちづくりを大きく前進させています。

平成19年10月には新百合ヶ丘駅周辺に川崎市アートセンターがオープンし、その中には副音声や字幕設備を備えたバリアフリー映画館ができました。平成20年2月には新百合ヶ丘駅舎もバリアフリー化したことから、今後は近隣都市からも多くの障害者が気軽に訪れることのできるまちになると予想されます。

【区民の先駆的取組事例】

しんゆり映画祭をきっかけに平成9年から目や耳に障害があっても楽しめるバリアフリー上映会を市民活動団体（NPO法人）が行っています。

基本方針１　高齢者、障害者、子育て中の親が積極的に社会活動に参画できる環境づくりを支援します

障害者や高齢者、子どもを持つ親などは、興味や関心があっても催しや講座などに積極的に参加しにくい環境があります。イベント等の取組は、当事者や福祉関係者のみならず様々な立場の人たちが協力し共に企画運営する機会となります。異なる背景を持つ人々の相互交流を深め、心のバリアフリーも促進されます。区内には文化芸術分野の人材が豊富で質の高い企画ができ、生活の質を高めながら福祉のまちづくりに取り組めます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H２０～H２２年度）の取組
１　分野を越えた交流の場の促進と生きがいづくり	障害者、子ども、妊婦さんも気兼ねなく音楽に楽しめる場づくりを支援します。 区内の音楽家などが出演し、質の高い音楽を提供します。バリアフリーコンサートにおいては、地域の福祉施設職員、県立養護学校教諭、区社会福祉協議会職員などと実行委員会を組織し、広く市民からボランティア募集します。	●障害者のためのバリアフリーコンサートの実施 ●マタニティコンサート事業 ●小学校・昭和音楽大学交流コンサート事業

基本方針２　地域における学校との連携により保健福祉課題への取組を推進します

区内の魅力ある人や芸術に触れることにより、子どもたちの学びの質を高めるよう環境づくりを行います。また、相互交流が図られるための支援を行い、地域と学校のかかわりをより一層深めます。平成 18 年 4 月に開校した県立麻生養護学校の子どもたちが，自らの意思で自由に移動し積極的に社会参加をするとともに、安全に日常生活を送れるように支援します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H２０～H２２年度）の取組
1　大学等連携事業の推進	地域課題の発見と解決に向けて、区内の教育機関と区役所が連携し、地域社会貢献を目的とした大学連携を推進します。 H19 年度：区内の妊婦さんを対象に、昭和音楽大学の卒業生によるコンサートを実施。 田園調布学園大学と公立保育園、あさおハーモニーランド実行委員会との連携により子育て支援活動を実施。 昭和音楽大学学生が小学校に出向き、小学生に良質な音楽に触れる機会を提供。	●マタニティコンサート事業（再掲） ●あそぼう！あさおキッズ事業（再掲） ●小学校・昭和音楽大学交流コンサート事業（再掲）
	県立麻生養護学校の子どもたちが安全に地域生活が送れるように、麻生警察署及び県警交通安全教育隊と連携し支援します。	●障害児への交通安全教室

基本方針３　地域にある施設の有効利用を推進します

区内には平成 19 年度現在、こども文化センター10 か所、地域子育て支援センター３か所、老人いこいの家６か所と利用できる出会いの場が数多くあります。しかしながら、身近な地域施設の存在が区民に充分には知られていません。利用目的に合わせた施設紹介の仕組みづくりが求められています。

一方、平成 19 年 4 月に麻生区を生活、活動の場とする人々のコミュニティの核となる「麻生市民交流館やまゆり」が開設しました。運営は区民が組織する NPO 法人あさお市民活動サポートセンターが行っており、区民による区民のための活動拠点ができました。多くの保健福祉分野の市民活動団体等が利用登録していることから、施設の利用だけでなく、団体同士の情報交換や、団体と福祉活動に参加したい人とのつながりづくりの場となることが期待されます。

そのほか、虹ヶ丘小学校では地域住民によりコミュニティルームを運営し、あらゆる世代の人たちの交流の場となっています。また、平成 20 年 4 月に開校予定のはるひ野小中学校にもコミュニティルームが設置される予定になっています。

柿生連絡所の中には地域活動や創造活動の発表、展示スペースなどのほか、地域団体から選ばれた柿生地区会館運営委員会が管理運営を行う地区会館があります。

金程地区には、麻生区社会福祉協議会が運営する老人福祉センターがあり、60 歳以上の方を対象に各種講座や健康相談、健康増進事業等が行われているほか、自主活動の場としても利用されています。

学校の適正規模化により平成 20 年度に白山中学校・王禅寺中学校が統合、平成 21 年度に白山小学校・王禅寺小学校が統合する予定です。区民参加のもとに跡地利用の検討が行われています。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H２０～H２２年度）の取組
1　区民による区民のための市民活動支援の拠点との連携	麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」を市民活動の区の拠点とし、NPO 法人あさお市民活動サポートセンターの主体的な運営に任せることにより市民自治を促進します。	●麻生市民交流館やまゆりの活用促進

第2期麻生区地域福祉計画「あさお福祉計画」の概要

ASAO

■人口　161,280 人
■世帯数　66,781 世帯
■面　積　23.11 ㎢
（平成 19 年 10 月 1 日現在）

第 2 期計画は、2008 年度から 2010 年度の 3 ヵ年計画です。

心が響きあう福祉のまち麻生

４つの基本目標
１２の基本方針

区民に身近な保健福祉センターを目指します

- 利用しやすい窓口をつくり、区民ニーズに対応した保健福祉情報を提供します
- 個人や地域にあわせた保健福祉サービスを提供し、正しい知識の普及啓発を行います
- 各地域の保健福祉課題をより具体的に把握し、区民と共有します

＜重点的な取組＞
・こども相談窓口の充実
・介護予防への支援

区民主体の地域福祉活動を支援します

- 地域における保健福祉活動を支援します
- 保健福祉活動の担い手の育成と活躍の場づくりを推進します
- 区民の健康づくりを推進します

＜重点的な取組＞
・介護予防グループへの支援
・食生活改善推進委員要請教室、運動普及推進員養成教室の充実
・あさお体験ウォーク・公園 de 健康づくり
・家族みんなで朝ご飯ぱくぱく野菜推進事業

地域の福祉ネットワークづくりに取り組みます

- 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町会・自治会、市民活動団体、関係機関などとの連携を推進します
- 支え合いの仕組みづくりと地域福祉課題への取組を推進します
- 災害時における高齢者や障害者等の地域支援体制づくりを支援します

＜重点的な取組＞
・子ども関連ネットワーク会議による連携
・麻生区障害者自立支援協議会による連携

地域資源（人・物・場）を活かした福祉のまちづくりを推進します

- 高齢者、障害者、子育て中の親が積極的に社会活動に参画できる環境づくりを支援します
- 地域の学校との連携により保健福祉課題への取組を推進します
- 地域にある施設の有効利用を推進します

麻生区の主な地域福祉課題

- **麻生区は高齢化がすすんでいる区です。**（H19.10.1 現在、65 歳以上 17.4%（川崎市 15.2%））
- **高齢者における要支援者以上の方の割合が最も高い区です。**（H19.4.1 現在　介護保険における要支援以上 16.3%（全市 15.2%）麻生区 4,288 人）
- **人口構成割合は町丁により大きく異なります。**（はるひ野、万福寺は子どもの割合が高く、片平、王禅寺西、王禅寺東は高齢化が進んでいます。）
- **コミュニティ意識が薄れ、助け合いをすることのできる範囲が小さくなっています。一方、ボランティア活動に「参加したい」と考えている人が多くいます。**（第 1 回地域福祉実態調査麻生区の結果　助け合いの範囲は「町内会・自治会程度」が 44.6%と最も多い。）

しんゆり・芸術のまち